

令和2年度 第19回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和3年3月30日（火）10時00分～12時30分
開催場所	横浜市役所18階 みなと6・7会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、片谷委員、木下委員、田中稲子委員、中村委員、藤井委員、堀江委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	岡部委員、押田委員、五嶋委員、田中伸治委員
開催形態	公開（傍聴者 4人）
議 題	1（仮称）ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 計画段階配慮書について 2 横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書について
決定事項	令和2年度第18回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する

議事

1 令和2年度第18回横浜市環境影響評価審査会会議録確定
特に意見なし

2 議題

（1）（仮称）ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 計画段階配慮書について
ア 配慮書手続について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 どうもありがとうございました。それでは委員の方から御質問等いただきたいと思いますのですが、この第二工場は今も稼働中ですか。もう既に稼働は停止しているのでしょうか。

【事業者】 はい。第二工場にある装置類は全て停止しております。一部ですね、タンク等でまだ使っているものがありますけれども、極めて限定的になっております。

【奥会長】 今、現在計画地内にある既存の構造物は全て撤去されるということになりますか。

【事業者】 はい、そのように計画しております。

【奥会長】 はい、分かりました。それでは委員の方々いかがでしょうか。藤井委員が手を挙げていらっしゃいますね。はい、ではお願いします。

【藤井委員】 よろしく申し上げます。まず一点お聞きしたいのですが、ここは動植物等、特に重要なものがないということなのですか、調査等、そういうものはされるということによろしいのでしょうか。

【事業者】 配慮書をまとめていく中で、既存文献については調査をさせていただいておりますが、現地の実地の目視等による調査は現在のところ行っておりません。また現状、先ほども見ていただきました通り、ほぼ稼働していないタンク類があるような場所ですので、そういった調査を今現状で行う予定はございません。

【藤井委員】 はい、写真を見ていただくと、それなりに草地的なものもちょっとあるような気がするのですが、文献だけで何も重要なものがないということよりも、何かしら生物的な調査をやった方がいいのじゃないかとちょっと思ったのですが、特にその予定はないということなのですか。

- 【奥会長】 はい、いかがでしょうか。
- 【事業者】 はい、現時点ではそこまでの調査は考えておりません。ここの地域はですね、昭和の初期に埋め立てが造られて、その後ずっと製油所として使ってきた場所と認識しておりますので、それ以降の記録をですね、遡ることは行う予定しておりますけれども、現地調査までは（必要）十分ではないのではないかと考えているところでございます。
- 【藤井委員】 はい。ちなみに、ここは草地が見えるのですけれども、下はアスファルトになるのですか。
- 【事業者】 下の部分はですね、埋め立ての土地になっております。部分的に道路の部分は舗装してありますけれども、それ以外のところは通常の土壌、埋め立て土壌になっております。
- 【藤井委員】 これを強要するのかどうか、していいのかわからないのですけれども、かなり時間が経過して、その後何が入ってきているかというのは分からないものだと思うので、もし可能であれば動物相の調査を簡単でいいのでやっていただくといいのかなとちょっと思いました。
- 【事業者】 はい、ありがとうございます。検討させていただきます。
- 【藤井委員】 はい、ちょっと引き続きすいません。よろしいですか。
- 【奥会長】 はい。
- 【藤井委員】 ここは工事をするとき、一回更地になるということによろしいのでしょうか。
- 【事業者】 はい。その予定で考えて、そういう計画にしております。
- 【藤井委員】 これはアドバイスのものなのですからけれども、ちょうどこの辺りというのは「コアジサシ」という絶滅危惧Ⅱ類の鳥類がよく営巣する場所で、この周辺に1回造成地ができてしまうと集団でコロニーをつくる心配がかなりあります。例えば、造成地を造って、それが4月とか5月に当たると、集団でそこにコアジサシが渡ってきて降りて営巣を開始する恐れがあるわけですね。これはその周辺でもかなり問題になっていて、そのせいで工事がストップしたりするようなこともあります。一番良くないのは、本当に4月中下旬ぐらいに造成地が完成して、ゴールデンウィークで一回人がいなくなった後、ゴールデンウィークが終わって工事を始めようと思ったならもうコロニーができていた、みたいなことがよくありますので、ちょっとそのタイミングだけ、是非検討いただきたいなと思います。かなり危険な場所で、そのいいシーズンに造成地を造って放置してしまうと、多分、かなりの確率で来る可能性があるのです、ちょっとその辺は十分配慮というか、注意された方がいいのかなと思います。以上です。
- 【事業者】 御助言どうもありがとうございます。参考にさせていただきます。
- 【奥会長】 はい、藤井委員ありがとうございました。他の委員の方いかがでしょうか。
- 【事務局】 中村先生が手を挙げていらっしゃいます。
- 【奥会長】 そうですか。はい、中村委員どうぞお願いいたします。
- 【中村委員】 中村です。確認させてください。排水計画、スライドの12は、これはこれでいいのですが、排ガスの水洗した水も、この排水の方の排水装置に入るかどうかというのを1点質問したいです。
それから、ここ、排水浄化装置を通った後に運河に流すとおっしゃっ

たのですが、運河に流すときに総量規制が入っているかどうかをちょっとお聞きしたいです。東京湾には総量規制がかかっているのですが、濃度だけではなくて絶対量がかかってくるのかどうかを確認させてください。その2点です。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事業者】 はい。まず1点目でございますが、排ガス処理のための水、スクラバーの水でございますけれども、こちらはこの排水処理計画にありますように、一旦、オイルセパレーター、浄化槽に入ってから処理をさせていただきます。それからあと排水でございますけれども、現行計画では既存の横浜製造所の排水から放出することを計画しておりますが、現在、総量規制を受けております。ただ今回の、実際は今、横浜製造所は装置が稼働してない中でほとんど排水量も少なく、今回新しい研究所の排水を加えてもですね、総量規制以下に収まる予定でございます。

【奥会長】 はい、中村委員。

【中村委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいですか。

【中村委員】 はい。

【奥会長】 はい、他の委員いかがでしょうか。片谷委員、その後、宮澤委員お願いします。

【片谷委員】 はい、片谷でございます。この配慮書の図面を見て、だいたいの関係は分かるのですが、一番知りたいことは、最寄りの人家がどこにあって、マンションなども含めてですが、どこにあってこの計画区域からの最短の距離でどのぐらいの位置にあるかというのを教えていただけますでしょうか。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事業者】 今、地図の方を共有させていただきたいと思いますので、ちょっとお待ちください。

【片谷委員】 はい、お願いします。

【事業者】 今、画面に映っております（「計画区域の状況」資料のスライド2）、この赤いラインが今回の計画地となっております。先ほど御説明を差し上げました通り、高速道路それから運河を挟みまして、運河沿いにですね、今、カーソルを示している辺りにマンションがございます。概ね、この敷地境界といいますか、今回の区域からの端からのですね、このマンションの敷地までの距離はだいたい70m程度というところです。実際にこの自然科学研究所を建設するところからは、100m程度の隔離は取れているという状況になってございます。

【片谷委員】 分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 はい。よろしいですか、片谷委員。

【片谷委員】 はい。

【奥会長】 はい。では、宮澤委員お願いします。

【宮澤委員】 おはようございます。教えてください。今回、耐震、地震対策ということで結構気を使っていらっしゃるようですが、この対策で想定している地震規模はどのぐらいのものを考えていらっしゃるのかを教えてください。それから同様に、浸水対策が問題になると思うのですが、発電設備を屋上に設置することはよく分かりましたけれども、

その他、他に研究棟などの、その危険物などを扱うところでの浸水対策というのは何か考えてらっしゃるのか教えてください。それからもう1点。今回、電力の利用等を考えている、原則考えているようすけれども、再生可能エネルギーの積極的な利用というのは配慮されないのか。例えば、大きな建物を建てますので壁面とか屋上に太陽光発電設備を設けるとかですね、その辺のところをお教えてください。以上でございます。

【奥会長】 はい、以上3点ですね。お答えください。

【事業者】 はい。想定地震でございますけれども、今、慶長型、首都直下型でやっています、震度と言われるとすぐちょっと答えは…。その想定で耐震を考えております。それと浸水対策でございますけれども。

【宮澤委員】 ごめんなさい。今の慶長と首都直下型。この辺は何かあれですか。何か根拠に基づいて、こういう発想をされていますか。

【事業者】 はい、あの現行のですね、新耐震基準に基づいて、それにさらにどれぐらいの改善余地を用意するかというところを、今、検討を進めているところすけれども。一応、最低ラインでも人命が確保されるという、そういうレベル以上のものを目指そうという、そういうふうな方針で臨んでいるところでございます。よろしいでしょうか。

【宮澤委員】 ありがとうございます。

【事業者】 2番目の危険物に関する扱いというところなのですけれども。危険物の貯蔵庫とですね、あと研究棟の実験室の中にも一部保管するような計画でおります。これに関して、津波対策というところよりは、消防法上の法的要件を満たすということがまず前提にございます。津波対策という意味では、流出しないという、そういう意味で保管上のところを強化していくことを考えているところであります。検討していく所存でございます。

電力に関しましては、再生可能エネルギーの利用というところなのですけれども、屋上に太陽電池パネルを載せるとかですね、色々と考えておりますけれども、一方で私共の方では再生可能エネルギーの電力の事業も行っていますので、そこからの調達とかですね、そういうことを考えているところです。建屋等を使った、そういう再生可能エネルギーの発電ということも検討はしておりますけれども、むしろ私共は、そういったところでのエネルギーの創出というところを研究開発の活動の一番大きなポイントにしておりますので、そちらの方、実験設備の方の設置の方を優先したいなという思いはありますが、建物としてのそういう再エネの利用率の向上ということも同時に合わせて検討していきたいと思っております。すいません、長くなりましたがよろしいでしょうか。

【宮澤委員】 はい。また検討したら教えてください。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他の委員の方はいかがでしょうか。木下委員どうぞ。

【木下委員】 すいません。3つほど、ちょっと質問させていただけますか。

配慮指針の(5)ですね。生物の生息等と書いたところで、特にヒートアイランドですけれども、この地域はけっこう風も通る所だろうと思いますが、ここでおっしゃったこのヒートアイランドは、どこの熱源

を対象としておられるのか。例えば、普通であれば太陽熱、夏の太陽熱を遮断してそこに住んでいる人たちの生活を少し守る、いわゆる微気象対策を考えていくということになるかと思いますが。この場合、建物からやはり熱が結構出ると考えておられるのか、そこを教えてください。それから、もし微気象対策であればですね、もう少し項目だけではどうにもならないと思うのですよね。ですから舗装も考えておられますけれども、周辺の芝をちゃんと植えるとか、あるいはその建物について、屋上緑化は大変でしょうけれど、その壁面の緑化とかいったようなものを考えられるのか。長くこのヒートアイランドというのは、言うは易く行うは難しでございますので、その辺どういうふうにご考えておられるのか、それを一つ教えてくださいと思います。

それから、(配慮事項の) 9番(「計画段階配慮書の概要」資料のスライド38)のところで、交通アクセスのことがあります。配慮書でいきますと3-4ページでございますけれども、通勤のためのアクセス、それから体育館等の利用のためのアクセスというものが考えられると思います。一番は、やはりあの新子安からこの地域に来ることになるかと思いますが。エネオスさんだけで外側から中に入ってくるというのを考えるのはなかなか難しいと思うのですが、市とかですね、国道も入っていると思いますが、そこらあたり、実際に新子安からこの地域まで来る場合に、交通の安全とか快適性とかいったようなものをどのように考えていかれるのか。今後、方法書作成、あるいは準備書作成の段階でどのような具合にご考えておられるのか、それをちょっと知りたいというのが2番目。

あともう一つは、宮澤委員からも御指摘がございましたが、関連で(配慮事項の) 22番(配慮書3-9ページ)のところですが、これは浸水が0.01~4mというふうにありますけれども、高潮が結構大きいということになってますね。これの合成効果みたいなものというのは、実際、設計の段階ではどういう具合にご考えていかれるのか。ここを教えてください。そこら注意しておいた方がいいのではなかろうかなということでございます。以上でございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。大きく3点ですね。いかがですか、ヒートアイランド現象の熱源は何を想定しているのかということと、その対策として考えられていることをお願いします。

【事業者】 ヒートアイランドの御指摘の件につきましては、現状、一番重視しておりますのは、建物のエネルギー効率のところをなるべく下げることで寄与というところを目指しているところです。また一方で、遮熱性の舗装の対応というところも考えているところでございます。それで、お答えになってますでしょうか。

【奥会長】 何をヒートアイランドの原因として想定されているかということだったのかと思いますが、まず最初に。

【事業者】 はい。研究所の新設という観点からですね、そこに熱源をもった研究開発活動から発生するというところが、まず前提にございますので、建物からの発生ということを基本的になるだけ下げるところが、前提にあります。ただ全体を先ほど申し上げましたように、更地化して新しく造りかえるということですので、当然、太陽光の反射、そういったものに対しても対策は考えないといけないということで、舗装面でも

検討していきたいと。私共は、アスファルト等の研究も行っておりますので、そういったところの知見が活用できればと現段階では考えているところでございます。よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、よろしいですか。

【木下委員】 その建物から出て来るものは、その建物の中で処理なさるのはよく分かりますけれども。

【事業者】 はい。

【木下委員】 やはりその、周辺におけるヒートアイランド対策とよく言われることというのは、例えば太陽熱遮断が一番大きいと。

【事業者】 そうですね。

【木下委員】 ということですよ。今回の場合はちょっと遠くまで行きますので、いや、周辺の建物等までは結構な距離があるようですけれども、この建物近辺のヒートアイランド現象をもう少し弱めるということであるならば、やはり芝生の設置とか、あるいは壁面の緑化とかがよく考えられるのですけれども。あまりそういうことは考えないで、もう建物の省エネ、そういったようなものを考えて熱をあまり出さないようにしていくと、そういうような考え方と、考えた方がいいのでしょうか。

【事業者】 前提として、そういう新しく稼働しているような建物がございますので、まずそれを抑えないといけないという立ち位置でございますが、それと同時にですね、敷地面を先ほど緑地の話もございましたけれども、そちらの方につきましてもヒートアイランド対策の一環としての位置付けというところも十分考慮して、進めて検討をしていきたいというふうに考えている次第でございます。

【木下委員】 はい、分かりました。はい、この件については結構でございます。

【奥会長】 はい、あと2点ございました。

【事業者】 交通アクセスの件ですけれども、新子安駅から新しくこの計画区域への人の動線の話だと理解しましたけれども、これはその交通ルートに関しての整備のような、その様な御質問だったのででしょうか。ちょっとごめんなさい、確認させていただければと思いますが。

【奥会長】 はい、木下委員。

【木下委員】 はい。そういうことで、周辺には大幹線道路が走っていますので、非常に近いのですけれども、そこの横断といったようなものをですね、特に体育館等の施設を市民開放なさるということでございますので、やはりその交通安全とか快適性というようなものは考えておいた方がよろしかろうと、その辺、いかがでしょうか。それで、もしちょっと問題があるとすればですね、やはり、その方法書、準備書の段階でよく考えておかれた方がいいだろうと。それと、エネオスさんだけではこのところはちょっと手が出ないと思うのですよね。道路にしまして、どういうふうにして下さいと。そういうために、特に横浜市を仲介役として、いろいろとその辺の対応策を考えて行かれた方がいいのではなかろうかと、そういう趣旨でございます。以上です。

【事業者】 ありがとうございます。現状でもですね、横浜製造所として体育館を地元の方に開放しておりまして、そのときのアクセスの通路の安全という面は検討して、それで実行しているところでございますが、今回、新たに施設を検討するというところで、そういったいただいた御意見も踏

まえながら、問題がないかどうか確認して進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

3番目の御質問を答えさせていただきます。高潮の影響でございますが、新しい建物の設計についてはもちろん高潮の荷重ですね、水荷重、それから風荷重、全ての荷重を、それから耐震、全てを設計をした上でやりますので、御指摘のありました水の高潮の想定の中で荷重がどのぐらいかかるというのを加味した上で、強度計算をして設計をさせていただきます。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。

【木下委員】 はい、分かりました。

【奥会長】 それでは田中稲子委員、その後、横田委員ですね。お願いします。

【田中稲子委員】 はい。主に配慮事項の10番目（「計画段階配慮書の概要」資料のスライド39）のライフサイクルを通じた温室効果ガスの抑制のところ、コメントと質問があります。

今こちらに記載してあるエネルギーマネジメントシステムの採用による効率的な運用という文言があるのですけれども、一方で、配慮事項7番（「計画段階配慮書の概要」資料のスライド36）のところですね、エネルギー使用の合理化のところには、消費エネルギーの低減、温室効果ガスの削減という言葉があって、少し近い配慮事項なので、読み取る側も非常に混乱しやすいのですが、エネルギーマネジメントで効率的な運用というのは合理化のことではないかなと思うのと、7番の消費エネルギーを低減するというのは、エネルギー使用由来の温室効果ガスを低減するという意味では、エネルギー消費を下げるという言葉が10番のこの温室効果ガスの抑制に入っていないというのが、少し気になりましたので、文言を交換するというのも一つあると思いますし、この10番の配慮事項に、改めて運用時のエネルギー消費量を低減するという言葉を入れていただけるといいのかなというのが、1点コメントとしてあります。

あともう1点、今のことに関連して、7番から10番までの項目、非常に近いキーワードが並んでいまして、今後、方法書、準備書と進んでいく段階で、読み取る側も非常に情報が混在していて分かりにくくなるのではないかとということが想像されますので、少しCO₂、温室効果ガスの削減・抑制に関しては、エネルギー使用由来のもの、それから実際に発生するものということできちんと仕分けて記載するということと、エネルギー使用に関しても、工事中に発生するもの、供用時に交通関係で発生するものと建物で発生するものという形で仕分けを少しして、整理した結果を予測のデータとして提供していただくといいかなと思いました。この辺は要望といいますか、お願いになります。

最後の質問なのですけれども、この10番の温室効果ガスの抑制のところに入るか入らないかというのは分からないのですが、この研究棟ということで、燃焼実験等がもし、先ほどエネルギーのことを検討するような研究所だということだったので、燃焼実験ということが入るのだとすると、それ自身で温室効果ガスが出るという実験のスタイルではないかなと想像しました。その場合に、違っているかもしれませんが、もしその場合は、やはりその部分もある程度、温室効果ガスがどの程度出るのかという予測はしていただいて、それに対してどの部分で軽減して

いくつかというような配慮をしていくというのが、望ましいのではないかと
いうふうに思いました。以上です。

【奥会長】 はい。では、3点目については、お答えをいただいた方がいいです
ね。

【事業者】 燃焼実験の方ですけれども、私共、今、注力しておりますのは再生可
能エネルギーから作った合成燃料の研究テーマでございまして、それが
既存の燃焼機関の方に用いたときでも問題ないように確認するというこ
とで、今後、そういった類の燃焼実験というのが多くなってきていると
認識しております。最終的にはですね、再生可能燃料という形で世の中
に上市したときにですね、膨大な削減代というものが考えられるところ
ではありますけれども、研究の価値というところでですね、研究機関に
排出する部分というところも踏まえてですね、そういった形で示すこと
ができるかどうか、ちょっと検討したいと考えております。以上です。

【奥会長】 はい、よろしいですか、田中委員。

【田中稲子委員】 今ので、燃焼実験に関しては理解しました。

【奥会長】 はい。

【事業者】 あと、いただきました要望については参考にさせていただきます。ど
うもありがとうございます。

【奥会長】 はい。それでは横田委員、お願いします。

【横田委員】 はい。3点ほど、お伺いさせていただきます。1点目が施設配置に関
する点です。現状の配置ですと、研究棟を中心に西側に評価棟などの関
連施設を拡張されておりますけれども、南側も既存の工場を解体される
場合、空地が出来ると思うのですけれど、その部分を活用せずに西側
に拡張した理由を教えてくださいなと思います。

あと2点目は、緑地の形成手法に関する質問です。配慮事項の6番
（「計画段階配慮書の概要」資料のスライド35）に潜在自然植生ですと
か、郷土種の採用を言われておりますけれども、この地域、京浜の森づ
くり事業ということでそういった取り組みが既にされているかと思いま
すけれども、新たにここを主体にした樹林帯を造るとすると、恐らくマ
ウンドであるとか、土壌の搬入というものを考えていけないと思いま
すのですけれども、既存の土壌環境と合わせてそういう植栽空間は
どういうふうに造られることを想定されているのかをお答えいただけれ
ばと思います。

3点目が地域協働の視点で、今回グリーンインフラについても述べて
いただけてますけれども、どういうふうに管理ですとか活用に、地域
の方々が接点を持てるのかという点をお伺いしたいなと思います。京浜
の森づくりであるとか、あるいは生物多様性の方ではトンボのネットワ
ーク調査も積極的にやられていますけれども、地域の方々がこういったと
ころにアクセスして工場の環境に関わることができるというお考えかを
教えてください。お願いいたします。

【奥会長】 はい、以上3点ですね。お願いいたします。

【事業者】 最初の施設配置の件ですけれども、私共この研究所を建てる基本的な
方針としてですね、イノベーションの強化というところを割と重視して
いるところでございます。そのためには研究者がですね、イノベティ
ブになるような空間の提供というところを重視しております。そうい

った意味で南側の敷地の部分というのは、そういう研究者が例えば遊歩道を歩くとかですね、そういった視点で緑地空間としての機能も踏まえて検討している関係で、建物をですね、一方で建物を集約することで効率性というところを求めるという形で中心を少し西側に、運河沿いのところに建物を集約して南側を大きく開けているという、そういうふうなレイアウトになっております。1点目につきまして、よろしいでしょうか。

【奥会長】

はい。

【横田委員】

はい、承知しました。

【事業者】

2点目、緑の関係につきましてですね、現状の方針、まだ今後、設計は進んでまいりますので、大きな考え方ということで、考えをお伝えしたいと思います。過去に見られましたように、単一の樹種での列植、そういったものは避けてですね、高木、中木、低木のそういったものを色々混在させながら、また生物多様性にも寄与できるようにですね、花をつけたり実をつけたりするような樹木ですね、そういったものを、多種多様なものを植栽の中に取り込んでいくというような考え方で今後の植栽については進めていきたいと考えてございます。京浜の森づくり事業でしょうか、そういった図書もございますので、その中に示されている沿岸部に適した植栽ですね、樹種等々についても参考にしながら今後検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

【奥会長】

はい。3点目をお願いします。

【事業者】

はい。グリーンインフラの開放ですけれども、今回、比較的緑地を多くするので、市民の方とかにですね、開放したいのですけれども、一方で、先ほど示した工場の配置図で、東側には実は危険物をまだ取り扱っている潤滑油の調合装置もございまして、やはり、住民の方、来た方の安全とかも考えて、そのバランスをとらなきゃいけないので、今のところどこまで開放するかというのは、これからの検討課題というふうにさせていただきたいと思っております。以上でございます。

【奥会長】

はい。横田委員、よろしいでしょうか。

【横田委員】

はい、ありがとうございます。2点目の植栽の方なのですが、既存のいわゆる陰樹による緑化というのを積極的に進めると、恐らくその育成にも時間がかかりますし、なかなか、単一、かつうっそうとした極相になってしまいますので、そこを配慮されてこれまで生物多様性の観点から工場緑化の管理をされてきていると思うのです。その新しい植栽と既存の工場緑化との混在のさせ方というのですかね、そのあたりを配慮していただいて、特に草地環境ですとか、あるいは水辺環境みたいなところをどう考えるのかということも含めてですね、生物多様性の観点からもいい緑地を作っていただきたいなと思います。

3点目は、恐らく既にこの地域でも活動されていると思ひまして、エネオス様は知多ですとか根岸でもあの地域で活動、生物多様性を介してされていると思ひます。やっぱりそういうふうに、地域の方に開かれたといいますか、社会貢献型の緑地というふうにですね、ぜひ計画を上手く合わせて行っていただきたいなど、情報発信棟などをお持ちであれば、やはりそのあたりも絡めて、セキュリティとの兼ね合いも検討していただきながら、地域の方をですね、ぜひ取り入れた計画を進めてい

ただければと思います。また認証なども取られていると思います、緑地認証ですね。そういったところも、是非このリノベーションの中でですね、チャレンジして認証取得、検討いただければというふうに思っております。どうもありがとうございます。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。いろいろアドバイスをいただきました。ありがとうございます。他の方はいかがですか。他の委員の方。

【事務局】 中村先生が手を挙げています。

【奥会長】 中村先生。はい、どうぞ。中村委員。

【中村委員】 はい。スライドの43ページ（「計画段階配慮書の概要」の資料）について、ちょっとコメントしたいのですが。横浜市の環境配慮指針に基づく、ここの項目になってしまうのかと思うのですが、3番目のボツのところ薬品が書いてあるのですが、例えば、薬品を通常の使い方を使っていけば、床に漏れることはないのではないですか。この、最後の防液堤を作ったり、それで薬品等の地下浸透防止を図っていますというのは、地震とか何かが起こった場合にはこれが役に立つと思うのですが、ここにこういう文言が入るのはちょっと奇異に感じられたというコメントと、ここでバイオ技術使って、多分、微生物で水素発生したりするので、微生物も使うとか、いろんな薬品を使うので、（スライドの）42ページ（「計画段階配慮書の概要」の資料）にも消防法に基づいた、あるいは毒物法に基づいた薬品について書いてあるのですが、どこかで薬品の保管とか使用とか、そういうものを指針に基づくどこに入れていいかも分かりませんが、そこをもうちょっと整理して欲しいなという要望です。以上です。

【事業者】 はい、ありがとうございます。御指摘ももっともだと思いますので、いただいた御意見、反映していきたいと思っております。ありがとうございます。

【奥会長】 はい。

【事業者】 すいません、委員長（会長のこと）。一番最初にですね、私の方から計画区域を全て更地化するというふうに申し上げたのですが、それについてちょっと修正させていただけますでしょうか。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事業者】 計画区域の中にはですね、現在、製油所のオペレーターの研修センターと呼ばれているものの一画がございます。そういった所につきましては残す形になりますので、正確には全てを更地化にするという訳ではございませんでしたので、訂正させていただきます。どうもすいませんでした。

【奥会長】 はい。残る部分について確認の意味で、そうですね、資料をちょっとお示しいただけると。

【事業者】 今、ポインターで示しているところ（「計画段階配慮書の概要」の資料スライド8）があるかと思いますが、そこは研修センターと呼ばれるものを現在使っておりますので、この区画につきましてはこのまま残す形で検討しております。あと、一部ですね、小さな建屋等、例えば入口の部分の守衛室等はそのまま残すということも前提で考えておりますので、基本的に100%全てを更地化するというわけではございませんが、おおよそ、ほとんどの部分を更地化して、新しく作り直すという、そうい

う方針でございます。

【奥会長】 はい、分かりました。この施設配置図の中の「(既存)」というふうに書いていただいている建物は、全て残るものということですね。

【事業者】 はい。現状、今も検討中ですが、その計画で考えております。南の部分のところは、排水設備のオイルセパレーターがございませけれども、これも継続使用して、先ほど配慮書の方で示したような排水系のシステムを構築しようと考えておりますので、部分的には残すものもございませ。以上です。

【奥会長】 分かりました。委員の皆様よろしいでしょうか、何か他に。藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 すいません。ちょっとお話をいろいろ聞いていて、お願いを1点、ちょっとあるのですけれども。植物、恐らく緑化するという事で植物をいろいろ検討されるということをおっしゃっていたので、その点について。一つは、できるだけ横浜又は神奈川由来のものを持ってくるような、ちょっと配慮をしていただきたいということと、あともう1点。多分こういう場所に樹木を持ってくるということは、もしかすると土もどこかから持ってくる可能性があるのかなと思っていて、そういう場合にその土壌に、中に混じって外来生物とかも入ってくる可能性がありますので、その点もちょっと御配慮いただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

【事業者】 アドバイスありがとうございます。

【奥会長】 はい、他はいかがでしょうか。

【菊本委員】 すいません、菊本です。2つ質問させていただきたいと思ひます。

一つ目、埋立地盤についてですけれども、途中で口頭で御説明があった内容だと、確か昭和の埋め立てとのお話でしたけど、ここも少し古くて、明治から大正なのかなと思ひますけれども、そこはいかがですかね、まず。

【事業者】 はい、その通りだと思ひます。不確かな情報で申し訳ございませませんでした。

【菊本委員】 はい、分かりました。何か液状化のマップを見ると、3つのタイプ、よく考えられてる元禄型とか関東大震災のタイプですかね、その辺に対して液状化の可能性を低い方から中程度かなと思ひますけれども、でも、それにしても、液状化の兆候が見られるようなところが出てくると、不等沈下ですね、場所によって互い違いのあるような、大きさの違いのある沈下が生じる可能性があると思ひます。それでタンクについては耐震性の話とか少し出てましたけれども、タンクと、例えば施設とかをつないでいる油を送る管みたいなものですね、そういうところが不等沈下生じたとき、結構弱いのではないかと思ひますけれども、そういうところの耐震化とかというのは、何か技術が既存のものがあったりとか、そういう検討されているものでしょうか。

【事業者】 まず液状化の所につきましては、ボーリング調査、今のところその地盤のデータを見る限りでは低いのですけれども、今ボーリング調査をやりまして、液状化が実際どうなるかというのを調査いたします。その結果を踏まえて設計をいたしまして、今おっしゃられたとおり、配管というのが一番弱くて、私共も製油所で結構そういうのを経験してございませ

て、そこにはですね、あまりにも液状化の違うところがあればそこは避けるとかですね、それとかクイックリリースみたいな離れてもいいような、切れても漏れないような設備をつけるとかですね、そういうのは検討していきたいと思っています。いずれにせよ液状化の調査した結果を踏まえて、最終的には設計に反映していきたいと思っています。以上です。

【菊本委員】 分かりました。あと地盤についてはもう一つです。これ海側の施設で、南側と西側ですかね、海に接しているので、そこに壁体が存在すると思うのです。こういう所だと地震時に側方流動ですね、海側に岸壁が移動して、それですごく沈下を生じてしまうというような、液状化だけじゃなくて、そういうことも考えられるのですけれども。今回の施設の設置に伴ってそういう補強をしたりとか、そういうことも検討されているでしょうか。

【事業者】 今のところは考えておりません。ただ先ほど申し上げたようにボーリング調査した結果で、側方流動が起きるところは、例えばケミカルをですね、薬剤を入れて固めるとか、そういう必要性もあると思っています。はい。

【菊本委員】 分かりました。あと二つ目、これが最後のポイントですけど、オイルと廃油タンクですね。その地下化も検討するというお話でしたけれども、地下タンクというのがどういう設計とか、例えば、耐震化とか考えるときにどういうものがあるかというのも、それも簡単に御説明いただけるとありがたいなと思いました。それとですね、地下化したときは、地上のタンクに比べて耐震性という意味では良くなるかなというふうに予想しますけれども、長期的な劣化とかメンテナンスというのをどうするかという、その辺ですね。対応年数をどのぐらいでお考えで、途中でメンテナンスどうするか、その辺のことも御説明いただけるとありがたいなと思います。以上です。

【事業者】 はい。基本的には地下タンクを置きまして、周りをコンクリート壁みたいなもので囲うやり方を今一般的に考えております。その強度で、その強度で耐地震を持たせる。それからあと、タンクそのものは、基礎のアンカーを打ちまして、そこで耐震、揺れ防止を設けます。メンテナンスでございまして、製油所、私共製油所の経験が沢山ございまして、今後、特にやっぱりコンクリート、周りのコンクリート劣化が一番気になりますので、地下水の状況に応じてやりますけれども、基本的には数年に1回の検査をする、補修をするというやり方をします。地下タンクにつきましても、気密試験をある周期でやるとかですね、その保全方針につきましても、建築までに作っていく予定でございまして。

【菊本委員】 分かりました。スライドの46ページ目（「計画段階配慮書の概要」の資料）に、液体とかガスとか、例えば圧とかそのレベルですね、それを確認すれば漏れてるかというのは簡単に分かると思うのですが、一旦漏れ始めると、なかなか地盤の汚染などは広がって大変だと思いますから、そういうメンテナンスに関してのことも不安のないように、きちんと御説明とかをしていただけるとありがたいなと思います。どうもありがとうございました。

【事業者】 ありがとうございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。他の委員の方はいかがですか。よろしいでしょうか。活発な御質問、御意見を頂戴いたしましたが大丈夫ですか。はい。この計画では、一番高い建物は52mということだったかと思いますが、研究棟が52mで、圧迫感を和らげるために一番真ん中に置く、そういう施設配置だということでしたが、この周辺にある建物でこれよりも高いものというのはいかがでしょうか。

【事業者】 研究棟が一番高い建物になってございます。

【奥会長】 そうなるということですね、このエリアでは。

【事業者】 はい、その通りです。

【奥会長】 分かりました。他、よろしいでしょうか。手を挙げていらっしゃる方はいないようですね。はい、活発な御意見ありがとうございました。それではですね、特に追加で御質問等がないようですので、事業者の皆様、どうもありがとうございました。

ウ 審議

【奥会長】 では、審議に入ってまいります。御質問、御意見、追加でございませうでしょうか。

【事務局】 会長、事務局から発言よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、そうですね。手続きについて確認しておいていただくと良いと思うのです。方法書、準備書という御意見がありました。

【事務局】 はい。先生方から御意見の中で、「方法書、準備書に当たっては…」という御意見いただきましたけれども、この事業は第2分類事業として、この後、その方法書の手続きに移るかどうかというのは、現段階では決まっておられません。まずは、計画段階配慮書ということで、今現在、計画段階で配慮していただく内容について御議論していただければよろしいかと思えます。

【奥会長】 はい。そこを私も確認しておいた方が良く思っていたところです。計画段階配慮書がお手元にございましたら、目次の前のページに手続きの流れが示されたフロー図がございます。今、このフロー図の中で、赤の線で囲われているところですね、ここが配慮書の段階になっておまして、配慮市長意見書を作成するにあたって、今、審査会に意見聴取がなされているところです。この後、判定届出書が出されてきた場合には、第2分類事業なので、本格アセスに付すべきかどうかということを経験していただくということですね。

【事務局】 はい、その通りでございます。

【奥会長】 はい。ですので、判定届出書が出てきたとして、その後、もし本格アセスは不要だということになれば、方法書も準備書もその先の手続きというのではないこととなりますので、そういう種類の事業であるということを経験していただく必要があるかと思えました。ですので、いずれにしても、この配慮書の段階で指摘すべきことはしっかりと指摘しておくということが、まずは重要だということになります。追加で御意見、御質問などございますか。この配慮書の段階で、諮問、答申という形ではないので、審査会の意見を聞くということになっていきますので、今回、皆様が出していただいた意見を踏まえて、配慮市長意見書を事務局の方で作成されるということになります。それを次回以降の審査会に示して

いただいて、確認を委員の皆様にもしていただくということになります。いかがでしょうか。よろしいですか。追加で、特にありませんでしょうか。はい、片谷委員、どうぞお願いします。

【片谷委員】 はい。今の手続きに関する御説明に関連する意見なのですけれども、法対象のもそうなのですが、この段階で、要はフルスペックのアセス手続が必要ないという判定をすることについて、そうすると、アセス手続がないから環境配慮を何もしなくて良いというふうに受けとめる風潮が、世の中には確実にあると私は思っております。そうではないと。やはり、環境配慮すること自体は事業者の責務として必ず続くのだというような意味を、きちんと伝える必要があると思っております。そのためは、今、今日、既に何人かの委員の方々から具体的な御指摘がありましたけれども、そういうことに対しては是非、配慮していただきたいということを意見として、仮に、フルスペックのアセス手続をしないという判定になったとしても、こういう配慮はしてくださいということは別に言えない話ではありませんので。その意見の中に、そういう指摘も盛り込んでいくという方法、勿論アセス手続を必要であるという御意見の方が多数であれば、そうなるのだと思いますけれども。そうでなくても、何もしなくていいということではないということは、是非、意思表示としてした方が良くというふうには、私は考えているということを申し上げておきたいと思っております。

【奥会長】 はい、その通りだと思います。そのために、本日もいろいろと御意見をいただいているわけですから。それをしっかりと事業者の方に伝えていただいて、本格アセスをやろうとやるまいと環境に配慮し、しっかりと講じていただくということですね。ありがとうございます。他の方がいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、特に追加の御意見ないので、本件に関する審議はこれで終了となりますけれども、事務局の方では、本日の審議を踏まえまして、本件に関する配慮市長意見書の案を作ってくださいと思います。それを、次に議事が審議される審査会で御提示くださるようお願いいたします。その時にまた、委員の皆様には内容を確認していただきます。よろしいでしょうか。

【事務局】 はい、分かりました。

(2) 横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 質疑

特になし

ウ 補足資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 質問などありましたら、いただきましょうか。いかがですか、委員の皆様。特に、片谷委員、どうでしょうか。

【片谷委員】 ありがとうございます。私が指摘した事項（「大気質」の二酸化窒素）に対して、非常に適切な修正をいただいていると思っております。今、御説明があったように、既に保全目標の値に今なっている、あるいは、場合によって超えるケースもあるわけですが、そういうケースは当然これから工事をすれば、さらにそこから上積みされてしま

うわけですけれども、それを最大限抑制して、できる限りその保全目標に近づける努力をしていただくということが、この評価書で謳われることは、非常に意味がありますので、今回そういう修正をしていただけるという御回答があったことは高く評価させていただきます。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。ただいまの御説明についてはよろしいですか。大丈夫でしょうか、特にないようですね。

「地域社会」については、田中伸治委員から御指摘のあった事項に対しての回答ということですが、田中伸治委員、本日御欠席ですので、事務局、田中伸治委員に、本日の内容をお伝えいただいて、確認を取ってくださいますでしょうか。

【事務局】 了解いたしました。

【奥会長】 お願いいたします。それから、「埋蔵文化財包蔵地」に関しては、御説明は（ありますでしょうか）。

オ 埋蔵文化財包蔵地の周知について事業者が説明した。

【奥会長】 御説明、ありがとうございました。埋蔵文化財包蔵地に係る追加の記載ですね、こちらについて御説明いただきましたけれども、御質問などございますでしょうか。

埋蔵文化財調査をするということになったわけですけれども、工期は変わってきますか。どの程度、工期に影響が出てくるものなのか。

【事業者】 工期については、適正な法的処理に基づいて行っていくものであって、実際に文化財の調査がどんどん動いていかないと、何ともちょっと判断できない状況ではあるので、今のところは何も問題なく普通にできれば工期は変わらないですが、本当にとっても重要なものが出てきたりですとか、掘削範囲が広がったりですとか、そういうことが起きた場合には工期の影響もあり得るという状況になっております。

【奥会長】 はい、ちょっと掘ってみないと分からないということが多分にあるかと思えますが、分かりました。状況の変化に適切に図書としては御対応いただいているかと思えますが、よろしいでしょうか、他の委員の方。はい、ありがとうございました。

カ 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解について事業者が説明した。

キ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。御質問、御意見ございますでしょうか。特に、御意見等はないようですので、もう1点、事業者の方から御説明をお願いいたします。

ク 準備書に関する事業者資料（計画変更）について事業者が説明した。

ケ 質疑

【奥会長】 はい、ありがとうございました。ただいまの御説明について、御質問や御意見はございますでしょうか、どうですか、いかがですか。

はい、どうぞ、田中稲子委員、お願いします。

【田中稲子委員】 御説明、ありがとうございました。

説明資料の8枚目（第“事業者資料-8”頁）の「温室効果ガス」の削

減量の予測値の変更の件なのですけれども、(商業施設の)床面積が増えたということで、電気の使用量も増えて二酸化炭素排出量も少し増えているようなのですけれども、実際に使う高効率機器を用いるというようなことを前提として予測しても、なお増えるということであれば、この低炭素電力を積極的に使うであるとか、そういったことも配慮していく必要があるのかなと思うのですが、この表の差し替えだけではなくて、準備書の 6.1-12 ページのところに、今のような低炭素の電気を使っていくというようなことも、ちょっと追記していただけるといいなと思いました。いかがでしょうか。

【奥会長】 いかかでしょうか。

【事業者】 ありがとうございます。今、御指摘いただいた内容に関しましては、今、御指摘いただいている 6 の 1 の 13 ページ (6.1-13 ページの意) の「環境保全のための措置」のところの中ほどですね、表の四角の囲みの中ほどにも記載をしておりますので、この辺の配慮をしていきたいというふうに思っております。

なお、予測結果につきましては、既存の文献データによる原単位を用いて、面積をかけて算出しているということから、数字は変わってきますけれども、この辺の保全措置の内容については変わらずに対応を取ってきたいというふうに思います。

【奥会長】 はい、田中委員、いかがですか。

【田中稲子委員】 具体的にどこの部分ですか。「グリーン電力の導入…」というところになりますか。

【事業者】 はい。

【田中稲子委員】 これが、グリーン電力という記載でもいいのですけれども、低炭素化を積極的に図っているというのは、これで認められればよろしいかと思えます。

ここは「グリーン電力」で統一されているのですか、事務局の方。

【事務局】 必ずしもその「グリーン電力」という単語で統一ということをしていくわけではないのですけれども、今、委員がおっしゃられたとおり、低炭素電気ですね、より積極的な採用であるとか、そういったことを事業ごとに調整していくということになります。

【田中稲子委員】 そうですね、はい。いいと思いますが、「より積極的に」というコメントになります。はい、ありがとうございます。

【奥会長】 他はいかかでしょうか、大丈夫でしょうか。

今回の変更によりまして、特に「地域社会」の「交通混雑」の部分ですが、こちら変更前から増加するという数値が先程の資料の方で示されていたかと思えます。この件については、本日、田中伸治委員が御欠席ですので、先程の別件でも確認をお願いしますと申し上げましたけれども、それとあわせて、こちらについても、田中伸治委員の方に確認を取っていただければと思います。事務局、お願いいたします。

【事務局】 事務局、了解いたしました。

【奥会長】 はい、他はいかかですか、大丈夫でしょうか。

特に御発言がないので、それでは事業者の皆様、ありがとうございます。御退出をお願いいたします。

コ 審議

【奥会長】 審議に入ります。御質問等ございましたら、お願いしたいと思いません。追加ではございませんか。他に特に御意見ないようでしたら、本件に関する審議はこれで終了といたします。

(傍聴者退場)

- 資料
- ・(仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業に係る配慮市長意見書作成のための意見聴取について(依頼)(写し) **事務局資料**
 - ・(仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 計画段階配慮書に係る手続について **事務局資料**
 - ・(仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 計画段階配慮書の概要 **事業者資料**
 - ・(仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 計画段階配慮書 計画区域の状況 **事業者資料**
 - ・横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 **事務局資料**
 - ・「神奈川県埋蔵文化財包蔵地台帳」及び「神奈川県遺跡分布地図」の変更増補について(通知) **事務局資料**
 - ・横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書に関する補足資料 **事業者資料**
 - ・横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書に関する意見書の概要及び事業者の見解 **事業者資料**
 - ・横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書に関する事業者資料 **事業者資料**